

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月10日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
給食室シャッター改修工事
- 2 履行（納品）場所  
神奈川県六角橋二丁目34番19号  
横浜市立神橋小学校
- 3 契約日  
令和6年2月21日
- 4 履行日又は履行期間  
令和6年2月21日から令和6年3月31日
- 5 契約金額  
508,200円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市旭区上川井町2448番地13  
株式会社 京浜エクステリア販売
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
給食室電動シャッターが故障し、落下の危険性があることと、給食調理の衛生上適切でないことから、早急に修繕をする必要があったため。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿に登録のある業者であり、速やかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管課  
横浜市立神橋小学校